

発議第 2 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 23 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下敏久様

提出者 議会運営委員長 小谷和志

（提出の理由）

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に伴い、瀬戸内市議会委員会条例を改正し、常任委員会の所管を決定するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会委員会条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「、財務部」を削り、同項第 2 号中「市民部、環境部」を「市民生活部」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 6人</p> <p>総務部、<u>財務部</u>、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2) 環境福祉常任委員会 6人</p> <p><u>市民部</u>、<u>環境部</u>、福祉部、こども・健康部及び病院事業部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人</p> <p>産業建設部、文化観光部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 6人</p> <p>総務部、<u>          </u>、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2) 環境福祉常任委員会 6人</p> <p><u>市民生活部</u>、福祉部、こども・健康部及び病院事業部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人</p> <p>産業建設部、文化観光部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>